

令和 7 年

第 3 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第3回 大洗町農業委員会総会議事録

令和7年3月25日（火） 午後5時00分

令和7年3月25日大洗町農業委員会が大洗町役場会議室に招集されたので、会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用配分及び集積計画の決定に係る承認について（農地中間管理事業）

議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可について

議案第8号 農地改良協議について

報告第3号 農地法第3条の第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出に対する専決処理について

報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

出席委員	1 番	大 貫 善 之	2 番	藤 沼 洋 一
	3 番	米 川 政 宏	4 番	勝 村 勝 一
	5 番	和 田 淳 也	6 番	今 村 和 章
	7 番	深 作 勝 久	8 番	小 沼 正 男

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、藤沼佑介、江橋宏祐

会長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 2番藤沼委員、3番米川委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第5号を上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 〔議案第5号について説明〕

議 長 本件について、ご意見はございますか。

5 番 中間管理機構を介した貸借は原則10年間と認識しているが、本件は3年間。

このような設定は可能なのか。

事務局 ご質問のとおり、中間管理事業において、耕作者が計画的に耕作できるよう、契約期間は10年間を基本としているため、まずは10年間の設定をしていただくようご案内しております。しかし、今回は、地主の後継者が将来的に耕作する見込みがあることから、耕作者との話し合いにより、3年間となりました。中間管理機構にその旨を伝えたところ、個別の事情によっては10年未満の設定も認めると回答をいただきましたので、本件の上程に至りました。

5 番 先が読めない社会情勢の中、10年間の契約というのはなかなか難しいと思っていた。個別の事情によって対応ができるとのことで承知した。

議長 他に、ご意見はございますか。

委員 〔異議なしの声あり〕

議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長 続いて議案第6号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 〔議案第6号について説明〕

議長 本件につきましては、現地確認を行っておりますので2番委員より説明をお願いします。

2 番 まず、議案第6号第1項について報告します。去る3月18日に農業委員2名、事務局2名と申請人の立会いのもと現地確認を実施しました。2筆ある申請地のうち1筆は、譲受人が以前から耕作していた農地であり、もう1筆は、譲受人が耕作している隣の農地です。現地を確認したうえで、本件は許可相当と考えます。

議長 本件について、ご意見はございますか。

委員 〔異議なしの声あり〕

議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

2 番 続いて、第2項について報告します。農地を相続した譲渡人は、自身が農家ではないため、利用権を設定していた譲受人との売買を考えられたとのことです。

議長 本件について、ご意見はございますか。

委員 〔異議なしの声あり〕

議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長 続いて議案第7号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 〔議案第7号について説明〕

議長 本件につきましては、現地確認を行っておりますので2番委員より説明をお願いします。

6 番 まず、議案第7号第1項について報告します。本件は、令和6年第7回農業委員会において、農業振興地域整備区域からの除外に係る諮問を受け審議した農地であり、現在除外が完了しているため、許可相当と考えます。

第2項については、申請地の隣に住んでいる親子間での所有権移転であり、周辺農地への影響はないことを確認しましたので、許可相当と考えます。

- 議 長 本件について、ご意見はございますか。
 4 番 開発行為に係る許可が必要ではないか。
 事務局 本件のように開発行為の許可が必要な案件については、同時の許可となるよう、
 窓口である県と連絡を取り合っています。
- 議 長 他にご意見はございますか。
 委員 [異議なしの声あり]
 議長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 議 長 続いて議案第8号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事務局 [議案第8号について説明]
 議長 本件につきましては、現地確認を行っておりますので2番委員より説明をお願いします。
- 2 番 議案第8号について報告します。当該地は昨年12月及び今年2月に農地改良
 協議を行った農地の両隣の水田です。基盤整備事業の工事に着手するまでの間、
 耕作放棄地である当該地の状況を改善し、耕作したいとのことでした。
- 5 番 基盤整備事業の工事は、県によるものであるため、全体を考えた計画となる。
 申請者には協力いただけるよう、誓約いただくことが必要ではないか。
- 議長 本件については、誓約書の提出を求めることといたします。
- 議 長 続いて報告第3号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事務局 [報告第3号について説明]
 議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委員 [異議なしの声あり]
 議長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。
- 議 長 続いて報告第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事務局 [報告第4号について説明]
 議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委員 [異議なしの声あり]
 議長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。
- 議 長 続いて報告第5号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事務局 [報告第5号について説明]
 議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委員 [異議なしの声あり]
 議長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後6時30分に議案及び報告を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和7年3月25日

議 長

委 員

委 員